27日は投票日
参院選迫る

この一票わたしが政治する心

さる六月四日に公示された第九回参議院議員通常選挙（全国区・地方区）が、二十七日に行なわれます。

投票日もあとわずかに迫っていますが、わたしたちは一票によって政府のカギを代表者に渡すのですから、棄権しないで、「この一票、わたしが政治する心」で投票しましょう。

今回行なわれる第九回参議院議員通常選挙は、昭和四十年七月四日に行なわれた第七回通常選挙で当選し、ことし七月三日に任期が満了する議員を改選する選挙です。改選数は全国区五十人、地方区七十六人の定数あわせて百二十六人です。

参議院は、衆議院とともに国権の最高機関であると同時に、立法機関である国会の一院をなしています。

国会では、衆参両議院の権能は原則として平等ですが、全体的にみてみると、参議院の存在が衆議院にくらべて、何か軽いもののように扱われていますが、決してそうではなく、参議院では衆議院の行き過ぎがあればそれをなおしたり、予算や法律案の審議を慎重に行ない、また衆議院の解散中、緊急の必要のための暫定的な議決をする、といった大きな役割をもっています。

このような性格をもった参議院議員選挙の投票日には、有権者のみなさん、ひとりひとりが清い一票を、必ず投票しましょう。

選挙に投票できる人は

選挙人名簿は、選挙権のある人をあらかじめ登録しておいて、投票のとき照合して、選挙の公正をはかるためにつくられる名簿です。選挙権があっても、この名簿にのっていない人は、原則的に投票できないことになっています。

この参議院議員通常選挙に投票できる人は、つぎのとおりです。

・年齢―昭和二十六年六月二十八日までに生まれた人

・住所要件―昭和四十六年三月二日以前に向日町で住民基本台帳に登録した人。また、昭和四十六年三月二日以後に向日町から転出した人で、まだ新らしい住所地の選挙人名簿にのっていない人

なお、その他くわしくは、向日町選挙管理委員会まで、お問い合わせください。

また、投票するときには、つぎのことに注意してください。

一、投票時間は、午前七時から午後六時までです。時間に遅れないようにしてください。

二、投票するときは、投票所内に掲示されている候補者の氏名をもういちど確かめることです。

三、投票用紙には、自分で候補者の氏名をはっきり書いて、投票箱に入れてください。また、字の書けない人のために、代理投票や盲人は点字投票ができます。

棄権しないで必ず投票しよう

いままでの参議院議員通常選挙の投票率を見ると、昭和四十年は六二・七パーセント、昭和四十三年は六五・五パーセントとなっています。

いずれも六〇パーセント台にとどまっていますが、わたしたちの国の政治をゆだねるたいせつな選挙ですから、棄権しないで必ず投票しましょう。

選挙でいちばん大事なことは、各候補者の政見や、人がら、識見を見きわめることです。その手がかりとして、政見放送、立会演説会、選挙公報などがあります。

投票日は、ちょうど日曜日にあたりますが、まず予定に組み入れて、投票をすましてからお出かけください。

また、投票するときには、自由な、責任ある自分の判断で、清い一票を投票箱に投じましょう。

また、投票用紙は全国区が淡、地方区が黄ですので、おまちがいにならないようにしてください。おまちがいになりますと無効となりますから、注意しましょう。

入場券を忘れずに

投票日の一週間前に、有権者のみなさんのお手もとに、入場券をお届けします。投票に出かけるときは、必ず自分の入場券を持ってきてください。

もし、お忘れになったときは、その旨を投票所の係員に申し出て投票してください。

おたずねください

なお、つぎのようなときは、向日町選挙管理委員会までおたずねください。

▽投票場所がわからないとき

▽選挙人名簿にご自分の名前がのっているかどうかお確かめになるとき

▽入場券が届かないとき

不在者投票制度のご利用を
もれなく投票してください

六月二十七日は、参議院議員通常選挙の投票日ですが、この日やむを得ない理由などで、どうしても投票できない人のため、投票日の前に投票できる「不在者投票」の制度があります。

不在者投票のできる期間は、六月四日から二六日まで（午前八時三十分から午後五時まで）で、土・日曜日でもできます。

不在者投票のできる場合は、つぎのとおりです。

(一)　職務に従事しているところが選挙人名簿に登録されている向日町の区域外である場合

(二)　やむを得ない用務や事故のため選挙人名簿に登録されている場合（たとえば、出張、冠婚葬祭のため遠くへ行く場合）

(三)　疾病、負傷、妊娠、老衰、不具などで歩くことが著しく困難な場合（この場合は、不在者投票指定病院などに入院している人に限ります。指定病院などとは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票事務を取扱う病院として指定したものです）

くわしくは、向日町選挙管理委員会まで、お問い合わせください。

犬は知っていた！

「棄権はいけませんよ、ワンワン」

森吉正画

投票場所を確かめて

町では、有権者の増加により、投票所も十か所あります。下の投票区一覧表をご覧になって、あなたの投票所をお確かめください。

ご自分の投票する場所をおまちがいになりますと、所定の投票所に行っていただくことになりますから、絶対におまちがいにならないようにしてください。

また、お宅のお手もとに届く入場券に投票場所が書いてありますから、その投票場所に行って、投票してください。

投票は必ずしましょう

▷投票区別小字名一覧表◁

（小字名は五十音順）

投票区番号	投票所	大字	小字
第一投票区	物集女区事務所	物集女	池の裏、ヲサン田、北ノ口、クツネ、五ノ坪、御所海道、坂本、立田、田間、出口、灯篭前（野村証券寮を除く）、堂ノ前、中条、中海道、南条、長野、羽子田、豆尾、森ノ上、森ノ下、吉田
第二投票区	寺戸公民館	寺戸	石田、乾垣内、岸ノ下（阪急線より東）、北前田、北野、北垣内、小佃、三ノ坪（阪急線より西）、里垣内、笹屋、渋川、新田、正田、寺山、天神ノ森、中村垣内、中垣内、永田、西垣内、西田中瀬、二ノ坪（阪急線より西）、二枚田、八反田、初田、東田中瀬、東御泥、飛竜、向畑、野村証券明生寮
第三投票区	向日町公民館	向日 鶏冠井 森本 上植野	北山（向日台団地を除く）、南山、荒内、楓畑、大極殿、山畑、西ノ段 荒内、大極殿、稜所、山畑のいずれも阪急線より西 天神ノ森の阪急線より西 上川原、馬立
第四投票区	鶏冠井区事務所	鶏冠井	荒内（阪急線より東）、稲葉、石橋、一ノ坪、馬司、御屋敷、北井戸、清水、草田、小深田、極楽寺、沢ノ西、沢ノ東、四ノ坪、上古、十相、大極殿（阪急線より東）、西金村、番田、八ノ坪、稜所（阪急線より東）、東井戸、七反田、堀ノ内、南金村、南七反田、門戸、山畑（阪急線より東）、山科
第五投票区	上植野区事務所	上植野	猪ノ子田、池ノ尻、落堀、大田、神楽田、角前、釜柱、鳥田、鴨田、北小路、切ノ口、吉備寺、北淀井、北ノ田、九ノ坪、蔵ノ町、車返、桑原、久我田、後藤、御妙林、五ノ坪、五位田、三ノ坪、西京、定使田、庄ノ内、浄徳、下川原、尻引、芝ケ本、大門、泰田、段ノ町、地後、地田、津僧、十ケ坪、堂ノ前、中福知、西大田、西小路、野上山、野添、伴田、樋爪、菱田、細ノ内、円山、妙峠、南小路、南淀井、持丸、柳ケ町、藪ノ下、脇田、山ノ下
第六投票区	西向日区事務所	西向日	稲葉、御塔道、浄徳、野上山、円山、南開
第七投票区	森本区事務所	森本	石田、戌亥、春日井、上町田、上森本、小柳、下森本、下町田、西ノ坪、高田、竹図子、佃、天神ノ森（阪急線より東）、野田、東ノ口、前田、山開、藪路
第八投票区	向陽幼稚園遊戯室	寺戸	梅ノ木、大牧、岸ノ下（阪急線より西）、古城、芝山、辰巳、殿長、中ノ段、中野、西野辺、西ノ段、西野、東ノ段、東野辺、南垣内
第九投票区	向日台団地集会所	寺戸 向日	天狗塚 北山（向日台団地）
第十投票区	駅前町集会所	寺戸	広生、蔵ノ町、久々相、九ノ坪、三ノ坪（阪急線より東）、修理式、志賀見、正田、寺田、二ノ坪（阪急線より東）、八ノ坪、七ノ坪、山縄手